

(株)クリーンコールパワー研究所石炭ガス化複合発電  
実証試験研究設備設置事業に係る環境影響評価方法書  
に対する勧告について

平成14年4月16日  
経済産業省  
原子力安全・保安院

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、石炭ガス化複合発電実証試験研究設備設置事業に係る環境影響評価方法書について、(株)クリーンコールパワー研究所に対し、環境保全の観点から勧告を行った。  
勧告内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場所：福島県いわき市佐糠町大島20番地  
常磐共同火力株式会社発電所構内
- ・出力：25万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続き

環境影響評価方法書届出	平成13年10月29日
住民等意見の概要届出	平成13年12月20日
知事意見提出	平成14年3月6日

問合せ先：電力安全課 鈴木正幸、小野  
電話 03-3501-1742（直通）  
03-3501-1511（代表）  
4921（内線）

## 【(株)クリーンコールパワー研究所石炭ガス化複合発電実証試験研究設備勧告内容】

## 1. 環境影響評価項目について

- (1) 陸域に生息する動物に係る重要な種及び注目すべき生息地が項目として選定されていないが、対象事業実施区域及びその近傍においては近年動物の生息状況について調査が行われていないこと及び平成13年3月に福島県が「ふくしまレッドリスト」を公表したことから、発電所構内及びその近傍において現地調査を実施し、その結果、地形改変及び施設の存在により影響を及ぼすおそれがある場合には、項目として選定し、予測及び評価を行うこと。
- (2) 陸域に生育する植物に係る重要な種及び重要な群落が項目として選定されていないが、対象事業実施区域及びその近傍においては近年植物の生育状況について調査が行われていないこと及び平成13年3月に福島県が「ふくしまレッドリスト」を公表したことから、発電所構内及びその近傍において現地調査を実施し、その結果、地形改変及び施設の存在により影響を及ぼすおそれがある場合には、項目として選定し、予測及び評価を行うこと。
- (3) 地域を特徴づける生態系が項目として選定されていないが、対象事業実施区域及びその近傍においては近年動植物の生息・生育状況について調査が行われていないこと及び平成13年3月に福島県が「ふくしまレッドリスト」を公表したことから、発電所構内及びその近傍において現地調査を実施し、その結果、地形改変及び施設の存在により影響を及ぼすおそれがある場合には、項目として選定し、予測及び評価を行うこと。
- (4) 対象事業実施区域近傍に民家が存在しており、発電設備の運転に伴う低周波音により影響を及ぼすおそれがあるため、施設の稼動に伴う低周波音について項目として選定し、調査、予測及び評価を行うこと。

## 2. 調査、予測及び評価手法について

- (1) 施設の稼動に伴う大気質の予測に関しては、現地調査において地上気象観測を行うこととしているが、常磐共同火力(株)勿来発電所では上層風の観測が行われていることから、このデータについても調査し、地上気象観測結果と上層風観測結果を比較検討し、適切な観測結果を予測及び評価に用いること。
- 大気質の現況調査については、周辺の一般環境大気測定局に加え、3地点を追加することとしているが、周辺の一般大気測定局では、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定が行われていない測定局もあることから、大気拡散を考慮し、調査地点を追加すること。
- 特殊気象条件に係る予測及び評価に当たっては、当該地域では、内部境界層発達

型フュミゲーションの発生の可能性があることから、これに着目した調査を行い、その結果を用いて行うこと。

対象事業実施区域周辺には、地形影響を受けると考えられる地域が存在することから、地形影響を考慮した調査、予測及び評価を行うこと。

( 2 ) ガス精製設備排水、一般排水が公共用水域に排出されることから、施設の稼動に伴う水の汚れの調査においては、溶存酸素量(DO)や水素イオン濃度(pH)等についても調査を行うこと。

( 3 ) 主要な眺望点の選定に当たっては、海等からの眺望についても調査し、主要な眺望点が存在する場合には調査地点として選定し、予測及び評価を行うこと。